

登記申請に必要な書類

<被相続人（お亡くなりになった方）に関する書類>

- ・被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本
- ・被相続人の死亡時の住民票の除票（本籍付きのもの）又は戸籍の附票
- ・被相続人の出生から死亡までの親族・相続関係を証明できる戸籍・除籍謄本等

<相続人に関する書類>

- ・相続人全員の現在の戸籍謄本
- ・相続人のうち不動産を相続する方の住民票（本籍付きのもの）または戸籍の附票
- ・相続人のうち不動産を相続する方の委任状
（当方で作成しましたものに押印願います）

そのほか

- ・相続対象不動産の固定資産評価証明書（平成20年度分）

遺産分割協議をされる場合は、

別途、遺産分割協議書（当方で作成いたします。**実印**の押印が必要です）と相続人様全員の印鑑証明書が必要となります。

ご依頼いただければ、戸籍等の書類は当方でも、取得可能です

（別途、手続報酬（1通につき500円）がかかります）

ご検討のうえ、ご指示ください。



司法書士事務所 ウイング

〒153-0052 東京都目黒区祐天寺2-3-15

TEL 03-5935-6401 FAX 03-5935-6402